

国内の取組（平成20年～）①

経済産業省では、平成20年11月から、事業者による自主的な安全性調査やサプライチェーンにおける情報共有等を含めた広範な安全対策について検討するため「ナノマテリアル製造事業者等における安全対策のあり方研究会」を開催。

○報告書（平成21年3月）

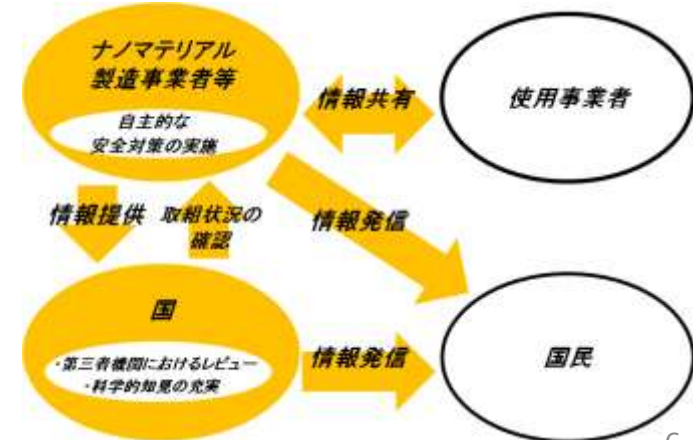
- ・ 今後の対応の基本的方向として
 - 1) 事業者の自主管理による安全対策を講じながら製造・使用・廃棄を行うことが望ましい
 - 2) 事業者と国は、安全性に関する科学的知見や用途情報等について積極的に情報収集及び発信を行うべき

○製造産業局長通知「ナノマテリアルに関する安全対策について」発出（平成21年7月）

- ・ 報告書を踏まえ、ナノマテリアルの安全対策について
 - 1) 自主的な安全対策の取組と安全性情報の収集・把握、
 - 2) 使用事業者等とのコミュニケーションの促進、
 - 3) 情報発信と経済産業省への情報提供等について、関係団体への通知を発出し、会員企業への周知を依頼。

○「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」の結果公表（平成22年3月）

- ・ ナノマテリアル6物質の製造事業者延べ31社から有害性情報や自主的な安全対策の取組状況等についての情報提供
- ・ これら提供のあった情報を経済産業省HPにおいて公表



国内の取組（平成20年～）②

厚生労働省及び環境省において検討会を開催し、予防的観点から通知の発出やガイドライン等の公表等を行い、取扱事業所での保護具着用や局所排気装置の設置等を要請している。

■厚生労働省（労働基準局）

- ・平成20年2月に「ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対策について」通知を発出。
- ・労働現場におけるナノマテリアル対策の実効を上げるため、具体的な管理方法やばく露防止対策の現状と課題について検討するため、平成20年3月から検討会を開催し、報告書を取りまとめ公表（平成20年11月）。
- ・報告書を踏まえ、平成21年3月に「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」通知を発出（上記平成20年2月の通知は廃止）。

■厚生労働省（医薬食品局）

- ・一般消費者向けの製品に使用されているナノマテリアルの安全対策を進めていく上での課題や、今後の安全対策の方向について検討するため、平成20年3月から検討会を開催し、報告書を取りまとめ公表（平成21年3月）。

■環境省

- ・環境へのナノマテリアルの排出可能性の観点から、平成20年6月から検討会を開催し、「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」を公表（平成21年3月）。主な内容は、ナノマテリアルに係る大気や水環境への排出管理、廃棄物処理等に際して国や事業者等が取り組むべき事項や留意点等。

海外の動向①

欧米では、ナノ安全に関する取組を推進している。

■ 欧州

○REACHにおけるナノの扱い（2008年～）

- ・ 欧州委員会（EC）がナノ材料はREACHの対象に含まれていることを明示。
- ・ ECが、ナノ材料に関連するEHS 政策や規制の見直しを検討していることを表明。（2012年中に法律の見直しを行うとしている）

○化粧品指令にナノテク等に対応する規制を追加（2009年）

- ・ 化粧品中に含まれるナノ物質に関し、特性・安全性データの届出、表示等を義務付け（2013年施行）。表示については、例えば「●●（Nano）」と表示。

○改正RoHS指令を施行（2011年）

- ・ 改正案の検討段階において、制限物質リストに銀ナノ粒子及び長いカーボンナノチューブが提案されていたが、最終的にこれら物質はリストから削除された。
- ・ ただし制限物質リストは3年以内に見直され、将来的にナノ物質が追加される可能性がある。

○ECによるナノマテリアルの規制上の公式定義を公表（2011年）

- ・ 発表された公式定義のナノマテリアルは、「非結合状態若しくは強凝集体（アグリゲート）又は弱凝集体（アグロメレート）であり、個数濃度のサイズ分布で50%以上の粒子について、1つ以上の外径が1 nmから100 nmのサイズ範囲である粒子を含む、自然又は偶然にできた或いは製造された材料」を意味する。
- ・ 得られた知見や科学的・技術的發展を踏まえて定義を2014年12月までに見直す予定。

海外の動向②

■ 米国

○ナノマテリアルスチュワードシッププログラム (NMSP、2008年～)

- ・ 環境保護庁 (EPA) は有害物質管理法 (TSCA) のもとナノマテリアルを取り扱う企業等に自主的なデータの提出を促す情報収集を2008年に開始。
- ・ 2009年に中間報告が32事業者から132種類のナノマテリアルの情報提供があった (最終報告はまだ公表されていないが、中間報告とほぼ同じものになるよう)。
- ・ 当初期待したほどの情報を得られず、EPAは自主規制から規制アプローチへ切り替える意向がある模様。

○カーボンナノチューブをTSCAの定める新規化学物質として通知 (2010年)

- ・ EPAはカーボンナノチューブ (CNT)、フラーレン等の一部のナノ物質について新規物質としての製造前届出 (PMN) を必要とする官報を通知。
- ・ 同意指令では、ばく露後3か月の観察期間伴うラットを用いた90日間吸入試験の結果等を要求。

○ナノテクノロジー及びナノマテリアルの応用に対する規制と監視に関する米国の意思決定のための政策原則 (2011年)

- ・ 2011年1月にオバマ大統領が公布した大統領令に基づき「新興技術の規制と監視ための原則」と題するメモランダムを発表するとともに、この一般原則をナノテクノロジーに当てはめた上記政策原則を発表。
- ・ ナノマテリアルの定義については、サイズのみならずナノスケールによる特性や現象に言及するとともに、規制措置は科学的根拠に基づくべきとしている。